

第66回 定時株主総会

招集ご通知

開催日時 令和2年6月19日(金曜日)午前10時
受付開始：午前9時

開催場所 東京都品川区東品川二丁目3番15号
第一ホテル東京シーフォート28階
トップ・オブ・ザ・ベイ
◎本年は例年の会場が使用できなくなりましたので、第一ホテル東京シーフォートに会場を変更することといたしました。

議 案 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

目 次

第66回定時株主総会招集ご通知……	1
(添付書類)	
事業報告……	2
計算書類……	21
監査報告……	27
株主総会参考書類……	33

◎株主総会にご出席の株主様は、総会開催時点での新型コロナウイルス(COVID-19)の流行の状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。体調のすぐれない株主様におかれましては、どうぞご無理をなさらぬようお願い申し上げます。

◎総会会場では、運営スタッフのマスク着用での対応、アルコール消毒液の設置などの感染予防のための措置を講じてまいりますので、ご理解とご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

◎事情ご勘案のうえ、議決権行使については、可能な限り書面(郵送)による事前行使をご検討ください。

株式会社 UEX

株 主 各 位

東京都品川区東品川二丁目2番24号

株式会社 UEX

代表取締役社長 岸 本 則 之

第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示をいただき、令和2年6月18日（木曜日）午後5時30分までにご送付くださいますよう、お願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 令和2年6月19日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都品川区東品川二丁目3番15号
第一ホテル東京シーフォート28階 トップ・オブ・ザ・ベイ
（開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いないようご来場ください。）

3. 株主総会の目的事項

報 告 事 項

1. 第66期（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第66期（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。代理人により議決権をご行使される場合は、代理人は株主様ご本人の議決権行使書用紙と委任状を会場受付にご提出ください。なお、代理人は議決権を行使することができる他の株主様1名とさせていただきます。

◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.uex-ltd.co.jp/>）に掲載しております。

- ① 連結計算書類の連結注記表
- ② 計算書類の個別注記表

なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

（URL <https://www.uex-ltd.co.jp/>）

事業報告

(平成31年4月1日から
令和2年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期における我が国経済は、雇用・所得環境の改善により緩やかな回復基調で推移したものの、大規模な自然災害や、消費増税の影響による個人消費の落ち込み、米中貿易摩擦の長期化による悪影響が懸念され、景気の先行きは不透明な状況で推移しました。また、年明け以降、新型コロナウイルス感染症の世界的規模での拡大により、経済活動の急速な縮小が懸念され、今後留意が必要な状況となっております。

ステンレス鋼業界におきましては、各品種において需給が緩んだことから、ステンレス鋼市況はやや軟調な動きとなり、一部の品種においては市中在庫の増加が見られました。この結果、2019年暦年のステンレス鋼生産量（熱間圧延鋼材ベース）は、前年比9.7%減の266.7万トンと4年ぶりに前年を下回り過去10年間で最低の生産量となりました。

このような状況の中、当期の連結業績及び配当は以下のとおりであります。

【連結業績】

当社企業集団の連結業績は、主力事業である**ステンレス鋼その他金属材料の販売事業**において、引き続き在庫販売に重点をおいた営業活動を推進するとともに、加工品を中心とした高付加価値商品やチタンの販売にも積極的に取り組みましたが、販売数量は伸び悩みました。一方で、昨年8月から連結子会社が新たに2社加わったことにより、売上高は前期に比べ13.9%増加の56,433百万円となりました。営業利益は、売上数量の伸び悩みに加え売上総利益率も低下したことから、前期に比べ24.3%減少の1,112百万円、経常利益は29.2%減少の1,108百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は37.7%減少の694百万円となりました。

【事業別の業績】

＜ステンレス鋼その他金属材料の販売事業＞

U E X 単体のステンレス鋼の販売について、前期に比べ販売価格は2.8%上昇したものの販売数量が6.3%減少したことに加え、連結子会社においても半導体関連向けが低調に推移したこと等により、販売量は減少しました。一方、昨年8月より連結子会社が2社増加したことから、売上高は前期に比べ14.7%増加の54,531百万円となりましたが、営業利益は売上総利益率の低下により、前期に比べ30.2%減少の856百万円となりました。

＜ステンレス鋼その他金属加工製品の製造・販売事業＞

国内建築分野のステンレス加工品販売が前期を下回ったことにより、売上高は前期に比べ1.0%減少の1,106百万円となりました。営業利益は中国における造管事業の収益改善により、前期に比べ10.9%増加の180百万円を計上しました。

＜機械装置の製造・販売及びエンジニアリング事業＞

機械のメンテナンス業務は好調に推移しましたが、新規受注物件が計画未達となったことにより、売上高は前期に比べ11.3%減少の796百万円となりました。営業利益は、物件工事における購買努力に加え販売費及び一般管理費の抑制に努めましたが、売上高減少の影響が大きく前期に比べ6.3%減少の74百万円となりました。

【配当】

当社は、競争力を維持し成長を促進させるために必要な資金や有利子負債削減など財務体質の改善を図るための資金を内部留保として確保していくことを前提に、株主に対し当該期の連結業績に応じた利益配分を行うことを基本方針としております。連結業績に応じた利益配分の指標としては、連結配当性向30%程度を基準としております。当期の配当につきましては、この基本方針に基づき期末に1株につき15円の普通配当を実施いたしたく存じます。また、当社は令和2年1月をもちまして創立65周年を迎えることができました。株主の皆様の日頃のご支援に報いるため、記念配当金6円を追加しすでに実施済みの中間配当金5円を含め年間配当金は計26円といたしたく存じますので、なにとぞご了承賜りますようお願い申し上げます。

(2) 設備投資の状況

当期に実施いたしました企業集団の設備投資の総額は860百万円であり、その主なものは、当社におけるシステム関連投資並びに当社三島スチールサービスセンターにおける倉庫耐震補強工事と当社伊勢原スチールサービスセンターにおける地盤沈下改善工事であります。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) 資金調達の状況

当期においては住商グローバルメタルズ株式会社から住商特殊鋼株式会社（現令和特殊鋼株式会社）の全株式を取得する資金として、金融機関より長期借入金38億円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行に伴い経済社会全体に与える影響が危惧される中、雇用や所得環境が悪化し民間設備投資も減少することが予想されます。

ステンレス鋼業界におきましても、経済活動の停滞に伴い各分野で需要の減退が予想されます。このような状況の中で当社は、**ステンレス鋼その他金属材料の販売事業**におきましては、引き続き在庫販売に重点をおいた営業活動を進めてまいりますとともに、新たに加わった連結子会社とのシナジー効果創出を目指します。また、加工品分野を中心に付加価値を高める提案営業をさらに充実させるとともに、チタンの拡販にも積極的に注力してまいります。一方で、業務の効率化、営業活動の活性化に取り組んでまいります。

ステンレス鋼その他金属加工製品の製造・販売事業につきましては、中国の造管事業においては新規需要家の開拓が課題と認識しております。既存顧客の深堀りに加え中国に進出する日系企業を中心に営業活動を展開し、確固たる収益基盤を構築してまいります。

機械装置の製造・販売及びエンジニアリング事業におきましては、顧客基盤の拡大と安定した財務基盤を構築することが課題と認識しております。そのため、機械商社との連携強化等により顧客開拓に全力を尽くしてまいります。

当社企業集団といたしましては、海外子会社を含めた企業集団相互の連携を一層強化して、効率的な販売活動に注力するとともに、コーポレート・ガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底により、経営の透明性を確保してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後も引き続き一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第63期 平成28年4月から 平成29年3月まで	第64期 平成29年4月から 平成30年3月まで	第65期 平成30年4月から 平成31年3月まで	第66期（当期） 平成31年4月から 令和2年3月まで
①企業集団の状況				
売上高	40,335	47,362	49,539	56,433
経常利益	808	1,552	1,566	1,108
親会社株主に帰属する 当期純利益	462	1,103	1,115	694
1株当たり当期純利益	41円89銭	100円06銭	101円19銭	63円01銭
総資産	31,850	35,751	35,239	42,182
純資産	10,452	11,570	12,075	12,734
②当社の状況				
売上高	38,435	45,208	47,720	46,029
経常利益	670	1,264	1,283	1,083
当期純利益	405	930	952	861
1株当たり当期純利益	36円78銭	84円42銭	86円41銭	78円11銭
総資産	30,411	34,005	33,329	35,613
純資産	9,815	10,720	11,129	11,427

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。なお、期中平均発行済株式数は、自己株式数を控除しております。
2. 第63期は、主力事業であるステンレス鋼その他金属材料の販売事業において在庫販売に重点をおいた営業活動を推進し、高付加価値商品の販売等にも積極的に取り組んだことにより、業績は安定的に推移しました。
3. 第64期は、主力事業であるステンレス鋼その他金属材料の販売事業において在庫販売に重点をおいた営業活動を推進し、休眠顧客の掘起しや新規顧客の開拓にも注力しました。また収益力の向上を目指し加工品を中心とした高付加価値商品やチタン販売にも積極的に取り組み、受注・販売量の拡大に努めた結果、売上総利益率が上昇し、親会社株主に帰属する当期純利益は増加しました。
4. 第65期は、主力事業であるステンレス鋼その他金属材料の販売事業において在庫販売に重点をおいた営業活動を推進する一方、市況に対応した販売価格の改定にも注力しました。また収益力の向上を目指し加工品を中心とした高付加価値商品やチタン販売にも積極的に取り組み、受注・販売量の拡大に努めた結果、売上高・親会社株主に帰属する当期純利益ともに増加しました。
5. 第66期（当期）の業績の状況につきましては、前記「1. 企業集団の現況に関する事項(1) 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
	千円	%	
上野エンジニアリング株式会社	60,000	100.0	一般産業用機械装置の設計・製作
株 式 会 社 U E X 管 材	12,800	90.0	鋼管、鋼材、継手、バルブ類の販売
ス テ ン レ ス 急 送 株 式 会 社	10,000	100.0	貨物自動車運送事業
日 進 ス テ ン レ ス 株 式 会 社	20,000	100.0	ステンレス鋼材の販売
株 式 会 社 大 崎 製 作 所	15,500	100.0	有圧換気扇ウェザーカバーのOEM生産
上海威克斯不銹鋼有限公司	US\$2,000,000	100.0	ステンレス鋼管及び加工製品の製造・販売
令 和 特 殊 鋼 株 式 会 社	280,000	100.0	ステンレス鋼・構造用鋼・磁石等の卸売
株 式 会 社 ナ カ タ ニ	10,000	67.3	普通鋼・特殊鋼・ステンレス鋼の製品及び加工品の販売

(注) 1. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

2. 令和元年8月1日付で、住友商事グローバルメタルズ株式会社から住商特殊鋼株式会社（現令和特殊鋼株式会社）の全株式を取得し子会社といたしました。

3. 令和特殊鋼株式会社の子会社化に伴い、同社が保有する株式会社ナカタニの全株式を取得し、令和元年10月25日付で出資比率は33.6%から67.3%となりました。

(7) 主要な事業内容（令和2年3月31日現在）

各事業区分に属する主要な商品などは次のとおりであります。

事業区分	主要な商品など	会社名
ステンレス鋼その他金属材料の販売事業	ステンレス鋼、その他の鉄鋼製品、高合金、チタン	株式会社UEX（当社） 株式会社UEX管材 日進ステンレス株式会社 令和特殊鋼株式会社 株式会社ナカタニ ステンレス急送株式会社
ステンレス鋼その他金属加工製品の製造・販売事業	ステンレス鋼製ウェザーカバー、ステンレス鋼管製品	株式会社大崎製作所 上海威克斯不銹鋼有限公司
機械装置の製造・販売及びエンジニアリング事業	一般産業用機械装置、エンジニアリングサービス	上野エンジニアリング株式会社

① 企業集団の売上高の内容

事業区分	売上高	構成比
ステンレス鋼その他金属材料の販売事業	54,531 百万円	96.6 %
ステンレス鋼その他金属加工製品の製造・販売事業	1,106	2.0
機械装置の製造・販売及びエンジニアリング事業	796	1.4
合 計	56,433	100.0

② 当社の品目別売上高の内容

品 目	売上高	構成比
ステンレス鋼板	12,986 百万円	28.2 %
ステンレス鋼管	9,205	20.0
ステンレス条鋼	7,457	16.2
ステンレス建材	4,011	8.7
その他のステンレス鋼	3,412	7.4
小 計	37,072	80.5
チ タ ン	3,642	7.9
高 合	402	0.9
普 通 鋼 ・ 特 殊 鋼	590	1.3
そ の 他	4,322	9.4
合 計	46,029	100.0

(8) 主要な事業所（令和2年3月31日現在）

① 当社

事業所	所在地	事業所	所在地
本社 (支店)	東京都品川区	(スチールサービスセンター)	
大阪支店	大阪府大阪市	三島スチールサービスセンター	静岡県三島市
九州支店	福岡県北九州市	伊勢原スチールサービスセンター	神奈川県伊勢原市
北陸支店	新潟県新潟市		
東北支店	宮城県柴田町	(配送センター)	
		東京配送センター	東京都江東区
(営業所)		大阪配送センター	大阪府大阪市
名古屋営業所	愛知県名古屋市	名古屋配送センター	愛知県名古屋市
東海営業所	静岡県三島市	九州配送センター	福岡県北九州市
		北陸配送センター	新潟県新潟市
		東北配送センター	宮城県柴田町

② 子会社

上野エンジニアリング株式会社	東京営業所（東京都府中市）
株式会社 U E X 管 材	本社（神奈川県伊勢原市）
ステンレス急送株式会社	本社（東京都江東区）
日進ステンレス株式会社	本社（神奈川県川崎市）
株式会社 大崎製作所	本社（福島県いわき市）
上海威克斯不銹鋼有限公司	本社（中華人民共和国上海市）
令和特殊鋼株式会社	本社（東京都中央区）
株式会社 ナカタニ	本社（埼玉県さいたま市）

(9) 使用人の状況（令和2年3月31日現在）

① 企業集団の状況

事業区分	使用人数	前期末比増減
ステンレス鋼その他金属材料の販売事業	449名	(+) 119名
ステンレス鋼その他金属加工製品の製造・販売事業	46名	(+) 3名
機械装置の製造・販売及びエンジニアリング事業	24名	(+) 2名
合 計	519名	(+) 124名

(注) 1. 使用人数には、嘱託を含み、臨時従業員は含まれておりません。

2. 使用人数が前連結会計年度と比べて124名増加したのは、令和元年8月1日付けで住商特殊鋼株式会社（現令和特殊鋼株式会社）を、令和元年10月25日付で株式会社ナカタニを連結子会社化したためです。

② 当社の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
287名	(+) 6名	43.0歳	16.7年

(注) 使用人数には、嘱託を含み、臨時従業員は含まれておりません。

(10) 主要な借入先の状況（令和2年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	3,050 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,885
株式会社商工組合中央金庫	1,314
三井住友信託銀行株式会社	665
株式会社きらぼし銀行	590

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（令和2年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 36,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 12,000,000株（自己株式980,535株を含む。）
 (3) 株主数 5,024名（前期末比260名増加）
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
住 友 商 事 株 式 会 社	1,200,000株	10.9%
日 鉄 ス テ ン レ ス 株 式 会 社	696,000	6.3
三 井 物 産 ス チ ール 株 式 会 社	368,000	3.3
株 式 会 社 メ タ ル ワ ン	349,750	3.2
大 同 特 殊 鋼 株 式 会 社	316,000	2.9
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	268,000	2.4
岸 本 則 之	244,000	2.2
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	235,000	2.1
U E X 社 員 持 株 会	232,640	2.1
小 田 保 中	200,000	1.8

（注）1. 持株比率は、自己株式（980,535株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（令和2年3月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	岸 本 則 之	株式会社大崎製作所代表取締役社長 営業統括 経営企画・総務・経理担当 群栄化学工業株式会社社外監査役
取 締 役	本 田 純 一	
取締役専務執行役員	石 松 陽 一	
取 締 役	森 岡 恭 利	
取 締 役	伊 藤 哲 夫	
取 締 役	小 佐 井 優	
常 勤 監 査 役	森 強 志	
常 勤 監 査 役	寺 井 亨	
監 査 役	二 宮 茂 明	

- (注) 1. 取締役伊藤哲夫、小佐井優の両氏は、社外取締役（独立役員）であります。
2. 監査役寺井亨、二宮茂明の両氏は、社外監査役（独立役員）であります。
3. 監査役森強志氏は当社において長年にわたる経理部長の職務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (2名)	165.5百万円 (14.4百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	23.1百万円 (13.7百万円)
合 計	12名	188.6百万円

- (注) 1. 取締役の報酬額は、平成7年6月開催の第41回定時株主総会において年額2億円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
2. 監査役の報酬額は、平成18年6月開催の第52回定時株主総会において年額3千万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職の状況及び当社との関係
 - イ) 監査役二宮茂明氏は、群栄化学工業株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社と同社との間には特別の関係はありません。
- ② 当期における主な活動状況
 - イ) 取締役伊藤哲夫氏は、すべての取締役会ならびにその他重要な会議に出席し、取締役の職務執行状況を確認し意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言などを行っております。
 - ロ) 取締役小佐井優氏は、すべての取締役会ならびにその他重要な会議に出席し、企業経営の豊富な経験と実績を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
 - ハ) 常勤監査役寺井亨氏は、監査役就任以降開催されたすべての取締役会及び監査役会、ならびにその他重要な会議に出席し、金融機関勤務による豊富な知識と経験から、取締役の職務執行を監査し意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言などを行っております。
 - ニ) 監査役二宮茂明氏は、当期に開催された取締役会20回のうち19回、また監査役会15回のうち14回、ならびにその他重要な会議に出席し、財務行政の豊富なキャリアと金融機関における企業経営者としての幅広い知見を活かし、取締役の意思決定における適正性を確保するための提言などを行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

Moore至誠監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
1. 当社が支払うべき報酬等の額	37.5百万円
2. 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37.5百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記1. の金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備と当該体制の運用状況に関する事項

当社は、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）整備に関する基本方針を以下のとおり定めております。

(1) 内部統制システム整備に関する基本方針

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役及び名誉会長は、法令及び定款を遵守することは当然のこととして、取締役及び名誉会長規則に従い、企業倫理を遵守し、率先垂範し、忠実にその職務を遂行する。また当社は、執行役員制を導入しており、当社の執行役員は、執行役員規則に従い、取締役同様に法令、定款及び企業倫理を遵守し忠実にその職務を遂行する。

当社の使用人は、就業規則に従い、法令及び定款を遵守し、自己の職務に対し責任を重んじ業務に精励するとともに、社内の秩序の維持に努力する。

社長直属の内部監査室を設置し、取締役及び使用人の業務状況に対し内部牽制機能を持たせる。

② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例的に月1回、また必要に応じて臨時に取締役会を開催し、経営に関する重要事項を審議し決定する。また、当社は業務執行体制を強化し責任の明確化を図るため、執行役員制を導入しており、執行役員は代表取締役社長の指揮・命令のもとで担当部門の全般的執行方針を策定し、その執行・管理にあたる。取締役会の機能を強化し経営効率を向上させるため、取締役及び執行役員を構成員とする経営会議を設置し、取締役会に提案すべき事項その他経営上重要な事項を協議・決定する。

社内規程により、各部門の職務分掌や業務権限の明確化を図り、合理的かつ適切な業務手続を定める。また、コンプライアンスの強化及び業務の効率化を図るため、常に業務システムの見直しを行い適切な対応を行う。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会及び経営会議における取締役の職務執行・意思決定に関する情報は、議事録として保存及び管理する。また、法令及び文書管理規程に基づき、各々の担当職務に従い適切に、文書などの保存及び管理を行う。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、コンプライアンス・与信・財務などに係るリスク管理のため社内規程を整備し、各部門はその社内規程に従い、業務を遂行する。そのなかで専門的立場からリスクと認識する事項を発見した場合には、速やかに経営会議に報告し、経営会議は当該事項について多面的に検討し、適切な対策を決定する。

⑤ 当社企業集団における業務の適正化を確保するための体制

当社企業集団として業務の適正と業務効率性を確保するために、関係会社管理規程を整備し、運用するとともに、関係会社の取締役及び監査役に当社の取締役又は使用人が就任し、管理体制の向上を図る。また、定例的に月1回、当社取締役と関係会社代表が出席する関係会社会議を開催し、各関係会社の業績及び業務執行状況を把握するとともに、当社と各関係会社との間で情報及び意見の交換を行う。

関係会社の業務執行状況を経営会議に報告する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役から職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、監査役スタッフを置くこととし、その任命・異動・考課などについては、監査役と意見調整を行う。

⑦ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役は、当社に対し職務の執行上必要となる費用等について前払及び償還を受けることができる。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するために、以下の体制を整える。

- ・ 経営会議に常勤監査役の出席を求める
- ・ 関係会社会議に常勤監査役の出席を求める
- ・ 定期的に監査役と内部監査室が情報及び意見交換を行う
- ・ 会計監査人から監査役に対し会計監査内容について説明を行う
- ・ 全ての稟議書を監査役の閲覧に付する
- ・ 通知・報告したことを理由として、通知・報告者に不利な取扱いをすることを禁止する

(2) 内部統制システムの整備・運用状況

上記の基本方針に基づき、当期（第66期）における内部統制システムの取組につきましては、内部統制委員会（6月、9月、12月、3月）とリスク管理委員会（9月）及びコンプライアンス委員会（8月、2月）を開催しております。

また、財務報告に係る内部統制につきましては、その評価実施計画につき取締役会の承認を得て実行し、整備・運用状況を取締役会に報告しております。

(3) 反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社は、取締役会において次のとおり基本方針を決議しております。

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の取引関係を遮断し、反社会的勢力による不当な要求等は断固拒絶する。

(4) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（以下、「特防連」）に加盟し、特防連等が開催する研修会等に総務部担当者を参加させ情報の収集、一元管理を行っております。また、所轄警察等との連携を図り、反社会的勢力からの不当な要求等に対し組織的に対応することとしております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の支配に関する基本方針を定め特定株主グループの株券等保有割合が20%以上を目的とする当社株券等の買付行為への対応策（以下、「本対応策」という）を導入しております。

(1) 基本方針の内容

当社は、株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者による当社株式の大量買付けであっても、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社株式の大量買付提案に応じることかどうかの判断は最終的に株主の意思に基づいて行われるべきものと考えております。しかしながら、株式の大量買付提案の中には、企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社の企業価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものも少なくありません。当社としては、このような当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資さない大量買付けを行う者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、そのような買付提案に対して、当社取締役会は、株主から負託された者の責務として、株主のために必要かつ十分な情報の確保や株式の大量買付けを行う者との交渉などを行う必要があると考えています。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

ステンレス流通業は、日本の経済成長が鈍化していくなか、成熟期を迎えており、従来の問屋機能だけに依存したビジネスモデルでは、当社の企業価値を大幅に向上させていくことは困難になってきています。当社では企業価値を高めていくために、次のような施策に取組んでおります。

- ① 加工分野を強化することにより、高付加価値商品・サービスの提供を更に充実させております。そのため、最新鋭の機械・設備を導入し、当社の内製加工力を強化しております。
- ② 海外事業として、中国市場において当社の子会社の業容を拡大し、中国に進出する日系企業向けを中心に販売・サービスを充実させております。また、今後成長が見込まれる他地域においても事業展開の可能性の研究を進めていきます。
- ③ 同業他社との差別化を図るため、取引先への提案営業を実践し、ソリューション機能を強化します。そのため、人事制度・社員教育を充実させ、優秀な人材の育成に努めます。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

① 本対応策の内容

a. 本対応策の概要

本対応策は、当社株券等の大量買付行為に、株主が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間を確保するとともに、大量買付者との協議・交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを目的としています。

b. 独立委員会の設置

本対応策においては、対抗措置の発動等にあって当社取締役会の恣意的な判断を排除し、その客観性及び合理性を担保するために、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置します。

② 対抗措置の概要

大量買付者が本対応策に規定された手続を遵守しない場合や、大量買付行為により当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されるおそれがあると認められる場合には、当社は、新株予約権の無償割当て、会社法その他の法令もしくは当社定款によって認められる対抗措置をとることがあります。

③ 株主総会における決議

当社取締役会は、独立委員会が買付内容等を考慮の上、対抗措置の発動につき株主総会の招集を勧告した場合には、速やかに株主総会を招集し、対抗措置発動に関する議案を当該株主総会に付議するものとし、対抗措置発動の決議がなされた場合には、株主総会の決議に従うものとします。大量買付者は株主総会の決議がなされるまでの間、買付けを実行してはならないものとします。

④ 本対応策の有効期間

本対応策の有効期間は、令和2年6月開催予定の当社定時株主総会の終結時までとします。

(4) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会又は株主総会において対抗措置の発動の決議がなされた場合、当社は法令及び証券取引所規則に基づいて適切に開示を行います。当社取締役会又は株主総会の決議において、対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議が行われた場合、当該決議において当社取締役会が定める割当期日に

おける株主の皆様に対し、その保有する当社株式1株につき新株予約権1個の割合で新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、所定の権利行使期間内に、新株予約権の行使手続を経ない場合、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。

ただし、当社が新株予約権を当社株式と引換えに大量買付者ならびにその共同保有者及び特別関係者ならびにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者と当社取締役会が判断する者（以下「非適格者」といいます。）以外の株主から新株予約権を取得する手続を取った場合には、非適格者以外の株主の皆様は、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式が交付されるため、かかる希釈化は生じません。

なお、当社は、本対応策に定める手続の過程において、株主の皆様に必要な情報を適時適切に開示いたしますが、新株予約権の無償割当て決議がなされた場合であっても、大量買付者が大量買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償で新株予約権を取得することがあります。その場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により不測の損失を被る可能性があります。

(5) 本対応策が基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

本対応策は、以下の理由により、上記(1)の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- ① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること
- ② 企業価値及び株主共同の利益の確保・向上させる目的をもって継続されていること
- ③ 株主の意思を重視するものであること
- ④ デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと
- ⑤ 独立性の高い社外者による判断の重視
- ⑥ 客観的発動要件の設定

※本対応策の有効期限は、第66回定時株主総会終結の時までとなっております。当社は令和2年5月14日開催の取締役会において、本対応策を継続しないことを決議しております。

(注) 本事業報告の記載金額は、単位未満の端数を四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	31,103,928	(負 債 の 部)	
現 金 及 び 預 金	4,656,715	流 動 負 債	23,398,144
受取手形及び売掛金	11,444,397	支払手形及び買掛金	8,907,938
電子記録債権	2,958,317	電 子 記 録 債 務	7,986,801
商 品 及 び 製 品	11,649,175	短 期 借 入 金	5,371,881
仕 掛 品	59,950	リ ー ス 債 務	7,917
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	72,099	未 払 法 人 税 等	124,971
そ の 他	268,123	賞 与 引 当 金	370,150
貸 倒 引 当 金	△4,849	そ の 他 の 引 当 金	3,000
固 定 資 産	11,078,376	そ の 他	625,487
有 形 固 定 資 産	7,785,511	固 定 負 債	6,050,059
建 物 及 び 構 築 物	1,310,192	長 期 借 入 金	4,093,794
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	490,982	リ ー ス 債 務	17,197
土 地	5,796,649	再評価に係る繰延税金負債	737,630
リ ー ス 資 産	23,244	引 当 金	98,030
建 設 仮 勘 定	34,283	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,018,532
そ の 他	130,162	資 産 除 去 債 務	25,398
無 形 固 定 資 産	1,417,620	そ の 他	59,478
の れ ん	959,517	負 債 合 計	29,448,202
そ の 他	458,103	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	1,875,245	株 主 資 本	10,477,862
投 資 有 価 証 券	944,334	資 本 金	1,512,150
長 期 滞 留 債 権	128,114	資 本 剰 余 金	1,058,676
繰 延 税 金 資 産	398,910	利 益 剰 余 金	8,151,538
そ の 他	532,001	自 己 株 式	△244,502
貸 倒 引 当 金	△128,114	その他の包括利益累計額	1,733,336
資 産 合 計	42,182,304	その他有価証券評価差額金	234,034
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	793
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,444,364
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△26,565
		退職給付に係る調整累計額	80,711
		非 支 配 株 主 持 分	522,903
		純 資 産 合 計	12,734,101
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	42,182,304

連結損益計算書

(平成31年 4月1日から
令和 2年 3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		56,432,801
売上原価		48,488,522
売上総利益		7,944,278
販売費及び一般管理費		6,832,533
営業利益		1,111,746
営業外収益		
受取利息	10,927	
受取配当金	51,370	
受取貸料	36,783	
販売手数料収入	18,041	
持分法による投資利益	32,654	
その他	23,613	173,387
営業外費用		
支払利息	98,581	
支払売却損	25,285	
支払手数料	34,000	
為替差損	16,565	
その他	2,516	176,947
経常利益		1,108,186
特別利益		
固定資産売却益	1,955	
投資有価証券売却益	28,742	
段階取得にのる差益	15,363	
その他	4,485	50,544
特別損失		
固定資産売却損	4,975	
固定資産除却損	2,434	
子会社本社移転費用	11,811	
その他	1,589	20,810
税金等調整前当期純利益		1,137,921
法人税、住民税及び事業税	425,629	
法人税等調整額	△22,158	403,471
当期純利益		734,449
非支配株主に帰属する当期純利益		40,075
親会社株主に帰属する当期純利益		694,374

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(平成31年 4 月 1 日から
令和 2 年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,512,150	1,058,676	7,726,620	△244,502	10,052,944
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△363,642		△363,642
土地再評価差額金の 取崩			94,186		94,186
親会社株主に帰属する 当期純利益			694,374		694,374
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	424,918	－	424,918
当 期 末 残 高	1,512,150	1,058,676	8,151,538	△244,502	10,477,862

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非支配 株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調 整 累 計 額	その他の 包括利益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	438,279	236	1,538,550	△21,212	48,024	2,003,877	18,374	12,075,195
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								△363,642
土地再評価差額金の 取崩								94,186
親会社株主に帰属する 当期純利益								694,374
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△204,246	557	△94,186	△5,353	32,687	△270,541	504,530	233,989
当 期 変 動 額 合 計	△204,246	557	△94,186	△5,353	32,687	△270,541	504,530	658,907
当 期 末 残 高	234,034	793	1,444,364	△26,565	80,711	1,733,336	522,903	12,734,101

貸 借 対 照 表

(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	21,923,333	(負 債 の 部)	
現 金 及 び 預 金	2,162,302	流 動 負 債	18,437,729
受 取 手 形	2,258,886	支 払 手 形	1,689,661
電 子 記 録 債 権	1,856,144	電 子 記 録 債 務	7,711,043
商 掛 金	6,996,740	買 掛 金	4,521,744
貯 蔵 品	8,474,069	短 期 借 入 金	3,784,000
前 払 費 用	28,618	未 払 金	299,556
前 未 収 入	5,718	未 払 費 用	28,794
そ の 他 金	26,315	未 払 法 人 税 等	62,033
貸 倒 引 当 金	118,497	前 受 り 金	32,095
固 定 資 産	13,689,930	預 賞 与 引 当 金	41,577
有 形 固 定 資 産	6,536,479	賞 与 の 他	256,100
建 築 物	927,984	固 定 負 債	5,748,894
構 築 費	16,130	長 期 借 入 金	3,990,000
機 械 及 び 装 置	270,029	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	737,630
車 両 運 搬 具	1,117	退 職 給 付 引 当 金	964,919
工 具 器 具 及 び 備 品	78,943	そ の 他	56,345
土 地	5,207,993	負 債 合 計	24,186,624
建 設 仮 勘 定	34,283	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	434,159	株 主 資 本	9,757,544
ソ フ ト ウ ェ ア	390,041	資 本 金	1,512,150
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	43,693	資 本 剰 余 金	1,058,008
電 話 加 入 権	425	資 本 準 備 金	1,058,008
投 資 そ の 他 の 資 産	6,719,291	利 益 剰 余 金	7,431,888
投 資 有 価 証 券	901,039	利 益 準 備 金	340,125
関 係 会 社 株 式	4,867,023	そ の 他 利 益 剰 余 金	7,091,763
出 資 金	17,291	別 途 積 立 金	5,000,000
関 係 会 社 出 資 金	268,938	繰 越 利 益 剰 余 金	2,091,763
長 期 滞 留 債 権	128,114	自 己 株 式	△244,502
長 期 前 払 費 用	3,159	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,669,095
保 険 積 立 金	105,173	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	223,965
会 員 金	73,460	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	766
繰 延 税 金 資 産	311,926	土 地 再 評 価 差 額 金	1,444,364
そ の 他 金	171,282	純 資 産 合 計	11,426,639
貸 倒 引 当 金	△128,114	負 債 及 び 純 資 産 合 計	35,613,263
資 産 合 計	35,613,263		

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損 益 計 算 書

(平成31年 4 月 1 日から
(令和 2 年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		46,028,737
売上原価		40,161,560
売上総利益		5,867,177
販売費及び一般管理費		5,104,505
営業利益		762,673
営業外収益		
受取利息	3,401	
受取配当金	405,876	
受取賃貸料	33,545	
事務受託手数料収入	2,779	
販売手数料収入	18,041	
その他	12,744	476,386
営業外費用		
支払利息	82,668	
支払売却損	23,456	
支払手数料	31,000	
為替差損	17,967	
その他	1,339	156,429
経常利益		1,082,630
特別利益		
固定資産売却益	880	
投資有価証券売却益	28,742	29,622
特別損失		
固定資産売却損	4,975	
固定資産除却損	2,097	7,072
税引前当期純利益		1,105,179
法人税、住民税及び事業税	252,518	
法人税等調整額	△8,086	244,431
当期純利益		860,748

株主資本等変動計算書

(平成31年4月1日から
令和2年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 利	本 益	剰 余 金		
		資 利	本 益	そ の 他 利 益	剰 余 金	剰 余 金
		準 備 金	準 備 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	1,512,150	1,058,008	340,125	4,500,000	2,000,471	6,840,596
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△363,642	△363,642
別 途 積 立 金 の 積 立 額				500,000	△500,000	－
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩					94,186	94,186
当 期 純 利 益					860,748	860,748
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)						
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	500,000	91,292	591,292
当 期 末 残 高	1,512,150	1,058,008	340,125	5,000,000	2,091,763	7,431,888

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産合計
	自己株式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△244,502	9,166,252	423,626	236	1,538,550	1,962,411	11,128,664
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当		△363,642					△363,642
別 途 積 立 金 の 積 立 額		－					－
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩		94,186					94,186
当 期 純 利 益		860,748					860,748
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)			△199,661	531	△94,186	△293,316	△293,316
当 期 変 動 額 合 計	－	591,292	△199,661	531	△94,186	△293,316	297,976
当 期 末 残 高	△244,502	9,757,544	223,965	766	1,444,364	1,669,095	11,426,639

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和2年5月11日

株式会社 U E X

取締役会 御中

Moore 至 誠 監 査 法 人

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 石 渡 信 行 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 梅 澤 慶 介 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社UEXの平成31年4月1日から令和2年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社UEX及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和2年5月11日

株式会社 U E X

取締役会 御中

Moore 至 誠 監 査 法 人

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 石 渡 信 行 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 梅 澤 慶 介 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社UEXの平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人 Moore 至誠監査法人から、当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、内部報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人Moore至誠監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人Moore至誠監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和2年5月12日

株 式 会 社	U E X	監 査 役 会
常 勤 監 査 役	森	強 志 ㊟
常 勤 監 査 役 (社外監査役)	寺 井	亨 ㊟
社 外 監 査 役	二 宮	茂 明 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、競争力を維持し成長を促進させるために必要な資金や有利子負債削減など財務体質の改善を図るための資金を内部留保として確保していくことを前提に、株主の皆様に対し当該期の連結業績に応じた利益配分を行うことを基本方針といたしております。連結業績に応じた利益配分の指標としては、連結配当性向30%程度を基準といたします。当期の配当につきましては、この基本方針に基づき期末に1株につき15円の普通配当を実施いたしたく存じます。また、当社は令和2年1月に創立65周年を迎えることができました。株主の皆様の日頃のご支援に報いるため、記念配当金6円を追加し1株につき21円といたしたいと存じます。

なお、中間配当金5円とあわせまして年間配当金は1株につき26円となります。

期末配当に関する事項

- | | |
|---------------------------------|----|
| (1) 配当財産の種類 | 金銭 |
| (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 | |
| 当社普通株式1株につき金21円（普通配当15円、記念配当6円） | |
| 総額231,408,765円 | |
| (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 | |
| 令和2年6月22日 | |

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位 及 び 担 当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数
1	きし もと のり ゆき 岸 本 則 之 (昭和31年3月4日生)	昭和54年3月 当社入社 平成11年6月 当社理事総務部長 平成13年6月 当社取締役経営企画担当兼 総務部長 平成17年6月 当社常務取締役経営企画・経 理担当兼総務部長 平成23年6月 当社専務取締役経営企画・経 理担当兼総務部長 平成24年4月 当社代表取締役社長(現任)	244,000株
2	いし まつ よう いち 石 松 陽 一 (昭和30年3月30日生)	昭和56年8月 当社入社 平成8年4月 当社九州支店長 平成13年6月 当社理事九州支店担当兼大 阪支店長 平成16年10月 当社理事産機部・物流担当 平成17年6月 当社取締役営業統括・物流担当 平成18年4月 当社本社地区営業統括、物流 担当 平成20年6月 当社本社地区および北日本・ 北陸地区営業統括、物流担当 平成23年6月 当社常務取締役 本社地区 および北日本・北陸地区営業 統括、物流担当 平成24年6月 当社東日本地区営業統括、物 流担当 平成25年6月 当社取締役専務執行役員(現 任) 東日本地区営業統括、 物流担当 平成27年6月 当社 東日本地区営業統括 平成28年4月 当社 営業統括(現任)	64,600株

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位 及 び 担 当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数
3	もり おか やす とし 森 岡 恭 利 (昭和28年10月27日生)	昭和51年 4 月 住友商事株式会社入社 平成17年11月 当社入社 日進ステンレス 株式会社出向 代表取締役 社長 平成24年 4 月 当社執行役員経理担当兼総 務部長 平成25年 4 月 当社総務・経理担当 平成25年 6 月 当社総務・経理担当兼経営企 画部長 平成26年 8 月 上海威克斯不銹鋼有限公司 董事長（現任） 平成27年 4 月 当社経営企画・総務・経理担当 平成30年 6 月 当社総務・経理担当 令和元年 6 月 当社取締役経営企画・総務・ 経理担当（現任）	28,000株
4	い とう てつ お 伊 藤 哲 夫 (昭和29年 6 月20日生)	昭和54年 4 月 環境庁入庁 平成13年 1 月 内閣官房内閣参事官（内閣官 房副長官補付） 平成15年 7 月 東西センター（アメリカ合衆 国）客員研究員 平成16年 7 月 環境省自然環境局総務課長 平成17年 7 月 環境省大臣官房会計課長 平成18年 7 月 財務省長崎税関長 平成20年 7 月 環境省大臣官房審議官 （併任：水環境担当審議官） 平成22年 8 月 環境省大臣官房廃棄物・リサ イクル対策部長 平成24年 8 月 環境省自然環境局長 平成25年 7 月 環境省退職 平成26年 3 月 一般財団法人国民公園協会 専務理事 平成26年 6 月 当社取締役（現任）	—

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位 及 び 担 当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数
5	こ さ い まさる 小 佐 井 優 (昭和25年8月31日生)	昭和48年4月 住友商事株式会社入社 平成8年6月 米国住友商事ヒューストン 支店鋼管部長 平成14年4月 住友商事株式会社大阪鋼管・ 厚板・輸送機材部長 平成16年4月 同社鋼管本部国内鋼管事業 部長 平成18年6月 住商パイプアンドスチール 株式会社(平成22年4月3社 統合により住商鋼管株式会 社(*)となる。)代表取締役 社長 平成22年4月 住商鋼管株式会社(*) 代 表取締役社長 平成27年6月 当社取締役(現任)	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 伊藤哲夫及び小佐井優の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、社外取締役である伊藤哲夫及び小佐井優の両氏を東京証券取引所の定めに
基づく独立役員として届け出ております。
4. 伊藤哲夫、小佐井優の両氏を社外取締役候補者とした理由は、以下のとおりであります。
- (1)伊藤哲夫氏については、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与し
た経験はありませんが、長年に亘り環境省において要職を歴任し、内閣官房内閣参
事官の経験もあり、環境行政の豊富なキャリアと幅広い知識を有しており、その経
験と知識を活かし、当社において社外取締役としての職務を適切に遂行してきてい
ることなどから適任であると判断したためであります。なお、同氏の当社社外取締
役としての在任期間は、本定時総会終結の時をもって6年となります。
- (2)小佐井優氏については、住商鋼管株式会社(*)において代表取締役社長を務め、企
業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に係る助
言を受けることにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化・充実を図ること
ができると判断したためであります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期
間は、本定時総会終結の時をもって5年となります。
- (*)住商鋼管株式会社は、平成31年4月1日付で住友商事グループとメタルワング
ループの国内鋼管事業統合会社として、「住商メタルワン鋼管株式会社」とな
っております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役二宮茂明氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数
にの 二 宮 茂 明 (昭和26年2月18日生)	昭和48年4月 大蔵省入省 平成13年1月 財務省関東財務局長 平成17年6月 株式会社群馬銀行社外取締役 平成22年2月 一般財団法人群馬経済研究所理事長 平成28年6月 当社社外監査役（現任） 群栄化学工業株式会社社外監査役（現任） 平成28年7月 フロンティア・マネジメント株式会社 常勤顧問（現任）	—

- (注) 1. 同氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
2. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。また同氏が社外監査役を務める群栄化学工業株式会社及び常勤顧問を務めるフロンティア・マネジメント株式会社と当社の間に特別の利害関係はありません。
3. 同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、財務省における要職や民間銀行の取締役を歴任し、財務行政の豊富なキャリアと幅広い見識を有しております。その知識と見識を活かし、当社において社外監査役として適切な活動・発言を行ってきていることなどから適任であると判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役としての在任期間は本定時総会終結の時をもって4年となります。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会場：東京都品川区東品川二丁目3番15号

第一ホテル東京シーフォート28階

トップ・オブ・ザ・ベイ

※開催場所が昨年と異なりますので、お間

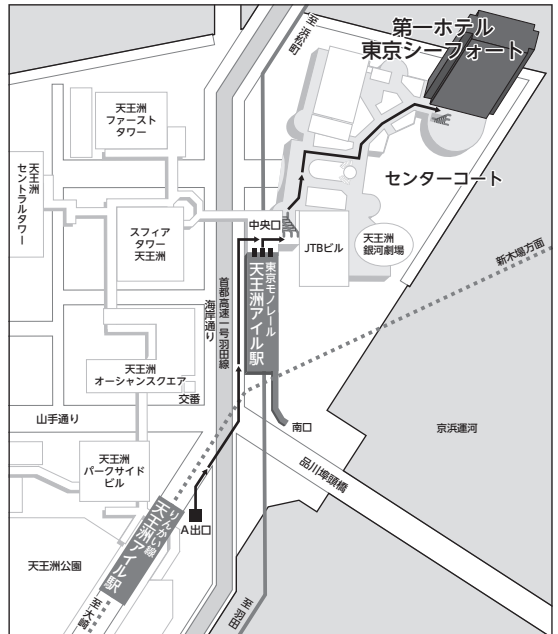
違いのないようにご来場ください。

☎090-3698-2498

(当日のみの特設電話です)

- 浜松町駅より東京モノレールにて天王洲アイル駅下車
- りんかい線天王洲アイル駅下車
- 都バスご利用の方はJR品川駅港南口（東口）より天王洲アイル循環・りんかい線天王洲アイル駅行にて天王洲アイル下車

※お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



◎株主総会にご出席の株主様は、総会開催時点での新型コロナウイルス（COVID-19）の流行の状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。体調のすぐれない株主様におかれましては、どうぞご無理をなさらぬようお願い申し上げます。

◎総会会場では、運営スタッフのマスク着用での対応、アルコール消毒液の設置などの感染予防のための措置を講じてまいりますので、ご理解とご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

◎事情ご勘案のうえ、議決権行使については、可能な限り書面（郵送）による事前行使をご検討ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。